

令和3年度千葉県水産振興審議会（栽培漁業・資源管理部会）の開催結果について

- 1 開催日時：令和4年3月17日（木）午後2時から午後3時30分まで
- 2 開催場所：教育会館 608 会議室
- 3 出席委員：柴田委員、根本委員、小野委員、畑中委員、松本委員、高梨委員、山口委員（委員10名中7名出席）
- 4 議事概要
 - (1) 部会長及び部会長代理の選出について
部会長に根本委員、部会長代理に鈴木委員が選出された。
 - (2) 「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」について
計画（案）のとおり承認された。
 - (3) 「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」における令和4年度計画について
計画（案）のとおり承認された。
 - (4) 報告事項
 - ア 「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」における令和3年度実績について
 - イ 本県主要魚種の資源管理・評価について
 - ウ 藻場回復に向けた取組について
 - エ 漁場整備に関する事業実施状況について

「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」（千葉県第8次栽培漁業基本計画）の策定について

県では、沿岸漁場整備開発法に基づき、平成27年4月に「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」（通称「千葉県第7次栽培漁業基本計画」）を策定し、栽培漁業を計画的かつ効率的に推進してきたところであるが、本計画は本年3月末に終期を迎えることから、国が策定中の栽培漁業基本方針[※]を参考に千葉県第8次栽培漁業基本計画を策定することとしました。

※「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」

1 計画の位置づけ

沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第7条の2の規定による計画

第7条の2 都道府県は、その区域に属する水面における沿岸漁場の生産力の増進に資するため、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画を定めることができる。

2 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

3 検討経過と今後の予定

令和2年度に、漁業者及び遊漁船業者等を対象としたアンケート調査を実施し、栽培漁業対象種の要望等を把握するとともに、庁内関係機関で構成する検討会で計画内容の検討を開始しました。

さらに、令和3年10月から、県内各漁業協同組合に対して地区別説明会の開催や、漁協単位での説明を通じて、計画の方向性に対して意見を広く聴取し、計画案を策定したところです。

計画案は、本日の水産振興審議会栽培漁業・資源管理部会での協議を経て、令和4年4月に開催される海区漁業調整委員会に諮問した上で、令和4年5月に策定・公表する予定です。

「千葉県第8次栽培漁業基本計画（案）」の概要

1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

- ① 漁獲管理との一体的な取組と対象魚種の重点化による効果的な栽培漁業を推進する。
 - ・ 漁獲管理と種苗放流を組み合わせた資源造成
 - ・ 定量的な指標に基づく効果検証と効果の高い放流方法の検討
 - ・ 資源造成の目標を達成した魚種の資源管理への移行と対象種の重点化
- ② 栽培漁業の継続的な実施体制の確立に取り組む。
 - ・ 放流効果の範囲、程度を踏まえた受益者による費用負担
 - ・ 関係都県との連携

2 種苗の生産及び放流又はその育成をすることが適当な水産動物の種類

- ① 魚 類 まだい・ひらめ・まこがれい・とらふぐ（※新規）
- ② 貝 類 あわび・はまぐり
- ③ 甲殻類 くるまえび

※ 第7次栽培漁業基本計画期間において基礎的技術が開発されたことから、新たに対象魚種に加える。

3 水産動物の種類ごとの種苗の放流数の目標

種 類	数 量	サイ ズ	種 類	数 量	サイ ズ
まだい	1,000 千尾	60 mm	くるまえび	6,000 千尾	30 mm
ひらめ	940 千尾	80 mm	あわび	1,600 千個	25 mm
まこがれい	460 千尾	40 mm			

※第7次栽培漁業基本計画と種類・数量・サイズの変更はありません。

4 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する技術の開発に関する事項

(技術開発水準の到達すべき段階)

種 類	現 状	目 標	種 類	現 状	目 標
まだい	E	E	まこがれい	C	D
ひらめ	E	E	<u>とらふぐ</u>	<u>B</u>	<u>C</u>
あわび	E	E	はまぐり	<u>B</u>	<u>D</u>
くるまえび	E	E			

段階の分類 A：新技術開発期 B：量産技術開発期 C：放流技術開発期
D：事業化検討期 E：事業化実証期 F：事業実施期